

## 議員選出監査委員の在り方について（各会派の意見）

	意見
新政みえ	<p>現状肯定する。</p> <p>《現状肯定の意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政監査を行うにあたり、政策的内容がその経過も含めて知見があるほうが良い。よって議員が監査委員になることに意味がある。</li> <li>・監査委員事務局は財務については細かくチェックをかけているが、政策の在り方、進め方について意見する監査委員が必要。</li> </ul> <p>《見直しの意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・識見監査委員が1名、議選監査委員が2名、代表監査委員1名があり、多方面における専門性がある識見監査委員がもう1人いてもいいのでは？</li> </ul> <p>その際、議選監査委員を1人にすることについて考えてもいいのではないかと。</p>
自由民主党	<p>《現状肯定の意見》</p> <p>現状のとおりで良い。但し、次のことについて懸念する意見あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査結果に対し住民訴訟等が提起された場合のリスク（損害賠償請求など）</li> <li>・議選監査委員として選任される議員についての期数等の基準の有無</li> <li>・監査委員と議会との関係の整理（議選監査委員が行った監査を、議会が厳しくチェックする行為の関係性について）</li> </ul>
草莽	<p>《見直しの意見》</p> <p>議員選出の監査委員は、地方自治法第196条第1項（監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する）、同条第6項（議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県にあっては2人または1人）で、「議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する議員のうちから、都道府県にあっては2人または1人を選任する」とある。</p> <p>また、平成28年に公表された“政府の第31次地方制度調査会”では、「議選監査委員は、実効性ある監査を行うという考え方で導入されたものであり、そうした役割を担うことについて評価する考え方から引き続き議選監査委員を存続することも考えられるが、一方で、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監査機能を特化していくという考えもあることから、各地方公共団体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことを選択肢として設けるべきである」と答申された。</p> <p>これを受けて、平成30年4月に施行された“地方自治法の改正”では監査委員と議会のチェック機能における役割分担を純化することもガバナンスの一つの在り方としてあり得るとし、地方自治法第196条第1項に「ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる」と、議員選出監査委員を0人（無くす）とすることが可能となった。</p>

	<p>会派「草莽」は、“政府の第31次地方制度調査会”の答申や“地方自治法の改正”の経緯・趣旨を踏まえ、監査と議会のチェック機能についてそれぞれの役割と専門性を分担・純化することが望ましいと考え、議員選出監査委員は無くす（0人）とすることを提案する。</p> <p>なお、今後の監査が、当局の自己監査的な内部統制制度をどのように使うのかという課題・問題があると考え。財務管理（おおもとの歳入・歳出の監査）だけであれば識見監査委員による監査でよいが、ここ10年以上にわたり実施している事業監査となると、事業の仕組みや事業に関するその経過を承知・理解する議員の立場といったものが、適切な監査の実施に必要不可欠であると考え。今後、当局の内部統制が的確に展開され、監査や議会のチェック機能のすみ分けと役割分担は不可欠なことであり、一層議論を深めるべき問題である。</p>
公明党	<p>《見直しの意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の機能として行政の監視等があるので、監査委員を出す必要性を考え直すことも大切だと思う。</li> </ul>
日本共産党	<p>《見直しの意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員選出はやめる。監査委員と議会の監視機能における役割分担を考えた場合、監査委員は、専門性のある識見監査委員に委ね、専門性や独立性を発揮した監査を実施され、監視機能の充実強化がより図られることが望ましく、議会は、議会としての監視に集中し、議会の機能強化を図るべき。</li> </ul>
草の根運動いが	<p>《見直しの意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本来の議会全体の監視機能を高めることが重要であり議会選出の監査委員は廃止する。</li> </ul>